相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市生野区田島四丁目一九三番地、最後の住所大阪市生野区田島四丁目二〇番一八号　被相続人　亡　渡邊　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十日

大阪市中央区安土町三丁目四番五号本丸田ビル三階

相続財産管理人弁護士　住吉　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府松原市上田八丁目四番、最後の住所大阪府松原市上田八丁目四番一九号

被相続人　亡　田下　育

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十日

大阪府八尾市刑部一丁目二四四番地

相続財産管理人弁護士　森　昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市船場町五二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中村　榮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十日

事務所和歌山市三木町南ノ丁一八番地ライオンズマンション和歌山三木町二〇二号

相続財産管理人　中迫　廣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市中区藤原一〇番地七、最後の住所岡山市中区㮚七一―六グランコート㮚四番館二〇五号　被相続人　亡　森井　玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十日

事務所鹿児島県出水市緑町三三番二〇号

上屋司法書士事務所

相続財産管理人　上屋　泰弘

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年三月十日

一、墳墓等所在地　東京都新宿区大久保一―一六―一五

一、墳墓等の名称　全龍寺境内墓地、①山口・廣瀬家、②土岐富巳夫家、③渡邊浩孝家、④家名不詳、⑤石塚義康家、⑥吉田熊次郎家、⑦石田家、⑧柏崎兼義家、⑨渡邊定子家、⑩島本家（芳村秀雄）、⑪澤田家（森英樹）

一、死亡者の本籍及び氏名（名前不詳含む）　本籍不詳①不詳二十四名（戒名）、不詳二名、②土岐文太郎、土岐とめ、土岐庄蔵、浅見平次郎、土岐貞次、土岐（名前不詳六名）、浅見（名前不詳一名）、不詳一名（戒名）、③渡邊申治、渡邊浩斗史、④不詳一名（戒名）、不詳一名、⑤石塚久一、石塚佐津子、石塚猪之助、石塚雅子、石塚弥蔵、石塚はつ、倉持（名前不詳一名）、⑥吉田吉五郎、吉田さな、吉田熊次郎、不詳三名（戒名）、⑦不詳二名（戒名）、⑧柏崎兼吉、柏崎五郎吉、柏崎大志、柏崎トキ、柏崎マツ、柏崎ミノ、柏崎トメ、柏崎音吉、柏崎よし、柏崎福太郎、柏崎友三郎、柏崎（名前不詳二名）、不詳五名（戒名）、⑨渡邊武養、⑩島本丈三、島本又太郎、島本静、⑪澤田忠次郎、澤田イツ

一、改葬を行おうとする者　東京都新宿区大久保一―一六―一五　宗教法人　全龍寺　代表役員　髙﨑　宗平

平成二十三年三月十日

岡山市北区南方二丁目八番二五号大三ビル三階

相続財産管理人　弁護士　上田　序子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市諸富町大字山領八〇四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坂井　和博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十日

佐賀県佐賀市水ヶ江六丁目七番五号

相続財産管理人　司法書士　力武　秀幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市泉町柿迫一〇八六番地、最後の住所東京都江東区豊洲四丁目一〇番一―九〇二号　被相続人　亡　近藤　一英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十日

熊本県八代市本町四丁目一九番二六号、事務所熊本県八代市西松江城町二番八号

相続財産管理人　関口　晴己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県出水市武本三七一二番地一、最後の住所鹿児島県出水市武本三七〇八番地一

被相続人　亡　山添　政人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年三月十日

事務所鹿児島県出水市緑町三三番二〇号

上屋司法書士事務所

相続財産管理人　上屋　泰弘

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

平成二十三年三月十日

大阪市北区梅田一丁目三番一―一一〇〇号

所在不明株主の株式の売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年三月十日

北港商事株式会社

代表取締役　伊藤　勝良

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株券の番号	株式の種類及び数
宇佐美博子　兵庫県芦屋市翠ヶ丘町六―一六―二〇四	A〇〇五七	普通株式一〇〇株
〃	A〇〇五八	〃
〃	A〇〇五九	〃
〃	A〇〇六〇	〃
〃	A〇〇六一	〃
〃	A〇〇六二	〃
〃	A〇〇六三	〃
〃	A〇〇六四	〃
〃	A〇〇六五	〃
〃	A〇〇六六	〃
〃	A〇〇六七	〃
〃	A〇〇六八	〃
〃	A〇〇六九	〃
〃	A〇〇七〇	〃
〃	A〇〇七一	〃
〃	A〇〇七二	〃
〃	B〇一七七	〃
〃	B〇一七八	〃
〃	B〇一七九	〃
〃	B〇一八〇	〃
〃	B〇一八一	〃
〃	B〇一八二	〃
〃	B〇一八三	〃
〃	B〇一八四	〃